

あいちゃん通信

令和 6年3月



あい社会保険労務士法人

〒706-0024

岡山県玉野市御崎2丁目3番13号

TEL: 0863-81-5634 FAX: 0863-33-3896

e-mail:ksato@aisr.or.jp ホームページ: https://aisr.or.jp

令和6年4月から労働条件明示ルー ルが改正されます

◆労働条件明示事項が追加に

労働基準法施行規則等の改正により、 令和6年4月から労働条件明示のルール が変わります。具体的には、労働契約の 締結・更新のタイミングの労働条件明示 事項が追加されます。明示が必要なタイ ミングごとに、新しく追加される明示事 項を見てみましょう。

- 1 すべての労働契約の締結時と有期労 衝契約の更新時
 - →明示事項①:就業場所・業務の変更 の範囲
- 2 有期労働契約の締結時と更新時
 - →明示事項②:更新上限(通算契約期 間または更新回数の上限)の有無と 内容
 - ※あわせて、最初の労働契約の締結よ り後に更新上限を新設・短縮する場 合は、その理由を労働者にあらかじ め説明することが必要になります。
- 3 無期転換ルールに基づく無期転換申 込権が発生する契約の更新時
 - →明示事項③:無期転換申込機会、明 示事項④:無期転換後の労働条件
 - ※あわせて、無期転換後の労働条件を 決定するにあたって、就業の実態に 応じて、正社員等とのバランスを考 慮した事項について、有期契約労働 者に説明するよう努めなければなら ないこととなります。

◆労働条件通知書を見直しましょう

上記1については、すべての労働契約 の締結と有期労働契約の更新のタイミン グごとに、「雇入れ直後」の就業場所・ 業務の内容に加え、これらの「変更の範 囲」についても明示が必要になります。 改正に適応した労働条件通知書となるよ う、書式を見直しましょう。また、有期 契約労働者については、上記2・3に基 づき、会社の方針を踏まえしっかりと説 明する必要があることに注意しましょう。 労働条件通知書の見直しについては、弊 所へご相談ください。

【厚生労働省「労働条件明示改正リーフ レット」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpa ge 32105.html

R6.4.1 からの労働契約書は内容の変 更をお願いします。変更の可能性のあ る就業場所と業務はすべて明示する 必要があります。更新の上限や無期転 換対象者へのお知らせも必要となり ました。お早めにご準備ください。

令和6年分所得税の定額減税」の特 設サイトが開設されました

「令和6年度税制改正大綱」(令和5年 12月22日閣議決定)で、岸田内閣が 先に掲げた、令和6年分の所得税額から 一定額が控除される定額減税が盛り込ま れました。法案が成立すれば、給与所得者については令和6年6月1日以後最初に支払う給与等についての源泉徴収を行う際から実施されることになります。金額は、1人あたり3万円、同一生計配偶者および扶養親族がいる場合は1人につき3万円の合計額です。

◆定額減税特設サイト

法案成立前でも、給与計算担当者(源泉徴収義務者)が早期に準備に着手できるよう、国税庁は特設サイトを設け、1月30日に各種パンフレット・資料等を、そして2月5日にQ&Aを公表しました。

今回の定額減税は、給与計算実務に直接の影響がある内容ですので、資料やQ&Aを参考に、あらかじめ手順を確認しておくとよいでしょう。

【国税庁「定額減税 特設サイト」】

https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm

【同「令和6年分所得税の定額減税のしかた」】

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0023012-317.pdf 【同「令和6年分所得税の定額減税Q&A」】

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0024001-021.pdf

外国人労働者数が初の 200 万人超 え~厚生労働省のまとめより

厚生労働省は1月26日、令和5年10 月末時点の外国人雇用についての届出状 況の取りまとめを公表しました。

国内で働く外国人は昨年 10 月末時点で前年と比べ 12.4%増えて、204 万8,675 人に上り、平成 25 年から 11 年連続で過去最多を更新しました。外国人労働者の増加率はコロナ禍前の水準にまで回復しています。また、比較可能な平成 20 年以降、200 万人を超えるのは初めてです。

◆外国人労働者数は過去最高を更新 外国人労働者数は 204 万 8,675 人で、 前年比で 22 万 5,950 人増加し、届出 が義務化された平成 19 年以降、過去最 高を更新しました。対前年増加率は 12.4%と、前年の 5.5%から 6.9 ポイン ト上昇しています。

◆外国人を雇用する事業所数も過去最高 を更新

外国人を雇用する事業所数は31万 8,775所で、前年比1万9,985所増加 し、届出の義務化以降、こちらも過去最 高を更新しています。対前年増加率は 6.7%と、前年の4.8%から1.9 ポイン トの上昇でした。

◆国籍別では、ベトナムが昨年同様に最 多

国籍別では、ベトナムが最も多く 51 万 8,364 人で、外国人労働者数全体の 25.3%を占めています。次いで中国 39 万 7,918 人(全体の 19.4%)、フィリピン 22 万 6,846 人(全体の 11.1%) の順となっています。

対前年増加率が高かったのは、インドネシア(56.0%増)、次いでミャンマー(49.9%増)、ネパール(23.2%増)の順となっています。

◆在留資格別では、「専門的・技術的分野の在留資格」が前年比最多の増加率

在留資格別では、「専門的・技術的分野の在留資格」が対前年増加率として最も大きく59万5,904人で、前年比11万5,955人(24.2%)の増加、次いで「技能実習」が41万2,501人で、前年比6万9,247人(20.2%)増加、「資格外活動」が35万2,581人で、前年比2万1,671人(6.5%)の増加でした。

【厚生労働省「「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(令和5年10月末時点)」 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37084.html

